

第3次刈谷市男女共同参画プラン

概要版

計画期間：令和4年度から令和13年度まで

「第3次刈谷市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）は、本市のこれまでの取組内容を検証したうえで、本市における男女共同参画社会実現のための取組を総合的、計画的に推進するために策定します。

目指すまちの姿と基本理念

本市では、令和元年10月に施行した「刈谷市男女共同参画推進条例」において、男女共同参画の理念や市民、事業者、教育関係者、行政等の担うべき役割を定めました。

本プランは、この条例に基づき、全ての市民の幸せに生きる権利が保障され、そして輝くことができる地域社会を実現するために、行政はもとより、市民、事業者、教育関係者などが協力し合って男女共同参画のまちづくりを推進していくものとし、目指すまちの姿及び基本理念を次のように定めます。

目指すまちの姿

性別にかかわらず全ての人の人権が尊重され、誰もが輝くまち刈谷

基本理念

- 性別にかかわらず個人としての人権が尊重されること
- 社会における制度又は慣行により、活動の選択が制限されないよう配慮すること
- 性別にかかわらず全ての人が、意思決定の場に参画する機会が確保されること
- 家庭生活と仕事や地域活動等とを両立できるよう配慮されること
- 男女共同参画の推進に向けた取組が、国際的協調の下に行われること



プランの推進にあたり重視する視点

1 「日本女性会議2020あいち刈谷」大会宣言

令和2年11月に、本市では市制施行70周年記念事業として「日本女性会議2020あいち刈谷」を開催し、大会宣言として以下の3点を掲げました。

本プランにおいてもこの視点を持って施策の推進等を図ります。

1 私たちは、一人ひとりが「かけがえのない“わたし”を生きる」ことができる社会の実現に向けて、「それぞれの立ち位置で今、できること」を大切に、あらゆる課題に取り組みます。

1 私たちは、長い人生を視野に入れ、「生活と仕事の調和」（ライフ・ワーク・バランス）が実現できる社会を目指し、職場・行政・市民が協働して取り組みます。

1 私たちは、ジェンダー平等と人の多様なあり方、考え方が尊重される地域社会の実現に向けて、世代を超えて人々がつながり、語り合うことができる環境をつくります。

2 持続可能な開発目標（SDGs）

本プランは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための「SDGs」の達成に向けて取り組む視点を盛り込みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う



8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する

目指すまちの姿

性別にかかわらず全ての人の 人権が尊重され、誰もが輝くまち刈谷

基本目標 1 | 男女共同参画の意識づくり

家庭や地域、市役所等において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画の意識づくりを推進します。

施策

- (1)男女共同参画に関する啓発活動の推進
- (2)子ども・若者の男女共同参画の意識づくり
- (3)市職員の男女共同参画意識の向上

数値目標

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに反対する市民の割合



- 業務において、男女共同参画の視点から気をつけている市職員の割合



基本目標 2 | あらゆる分野における女性の活躍促進

あらゆる分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、事業所や各種団体などへ女性活躍に関する働きかけを行い、多様な分野で女性がいきいきと活躍できる環境づくりを進めます。

施策

- (1)政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2)職場における男女共同参画の推進
- (3)地域における男女共同参画の推進

数値目標

- 女性の管理職登用に前向きな事業所の割合



基本目標 3 | 生活と仕事のバランスがとれたまちづくり

誰もが個人の能力や希望に沿った働き方ができるよう、雇用機会の均等や待遇の平等化、多様で柔軟な就業形態に関する情報発信などを進めます。

また、社会全体で子育てや介護を支える環境づくりや男性の家庭への参画をより一層促進します。

施策

- (1)働き方改革の推進
- (2)男性の家事・育児・介護への参画促進
- (3)子育て・介護をする家庭への支援の充実

数値目標

- 「生活と仕事の調和」(ライフ・ワーク・バランス)を支援する取組をしている事業所の割合



- 平日の家事・育児・介護時間が「1時間以上」の男性市民の割合



基本目標 4 | 人権を尊重し、安心して暮らせるまちづくり

誰もが自分や他者について理解を深め、尊重し合いながら暮らしていくよう、健康で自立できる生活基盤づくりを推進するとともに、人権を尊重し、DVはじめとするあらゆる暴力の根絶を目指します。

また、生活する上で様々な困難を抱える市民への支援を充実させ、刈谷市に暮らす誰もが安心して暮らせる生活環境を整備します。

施策

- (1)ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめとするあらゆる暴力の防止
- (2)生涯を通じた健康づくりへの支援
- (3)様々な困難を抱える市民への支援の充実

数値目標

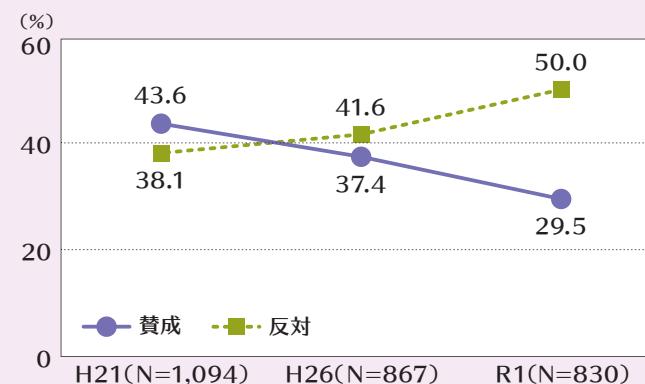
- DVの相談窓口を知っている市民の割合



刈谷市の現状と課題

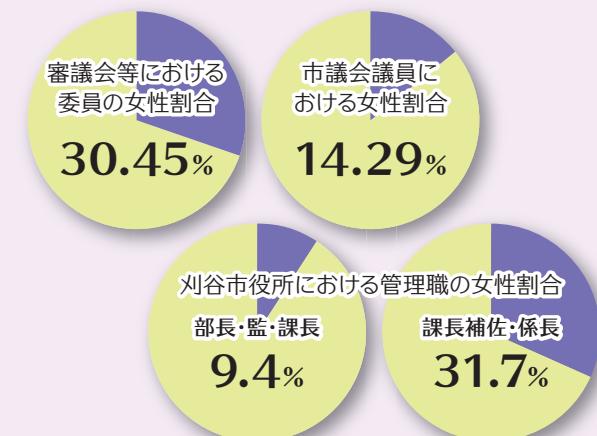
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に代表されるような固定的な性別役割分担意識は、本市において少しずつ解消されている状況がみられます。一方で様々な分野の平等感は高まっていません。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方の経年比較（市民意識調査）



本市の審議会等における委員の女性割合、市管理職の女性割合について、いずれも少しずつ上昇傾向にあります。目標の達成には至っていません。

■各分野における女性割合（令和2年度）



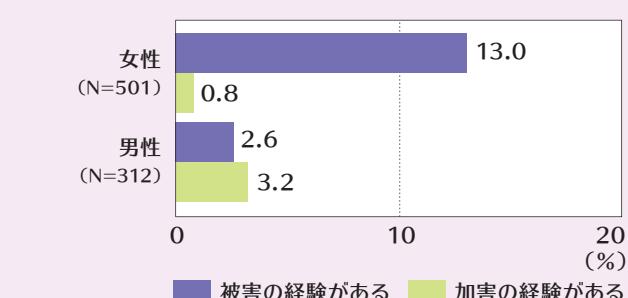
仕事の場での女性活躍を推進する機運が醸成されつつあるものの、実際の生活の中ではまだ固定的な性別役割分担が根付いている状況がうかがえます。男性の家庭生活等への参画が依然として十分とは言えません。

■育児休業の取得率（令和元年度：事業所等実態調査）



DVに関する相談件数は増加傾向にあります。また、市民意識調査によれば被害経験者は女性の1割を越え、そのうち相談につながっていない被害者が一定程度みられます。また、SDGsを達成する視点も持ち、性の多様性の尊重や生活に困難を抱える市民に対する取組を推進していく必要があります。

■DV被害・加害の経験（令和元年度：市民意識調査）



プランの取組内容と指標一覧

No.	取組	指標 ◆…新規	実績(R2) ※一部R1	目標(R13)
1	多様な情報媒体による啓発の充実	広報啓発回数	67回	100回
2	学習機会の提供	イベント・講座参加人数	1,835人	2,100人
3	男女共同参画教育の充実	小中学校への出前講座開催数 ◆	—	30回
4	教育現場における男女共同参画を促進する環境づくり	校長・教頭女性割合 ◆	11.9%	35%
5	高校生・大学生との協働による啓発の推進	イベント参加人数	—	250人
6	職員研修の実施	研修参加人数	133人	150人
7	「特定事業主行動計画」に基づく職場改革の推進	男性職員の産休5日以上の取得率 ◆	86.2%	100%
8	「特定事業主行動計画」に基づく女性活躍の推進	A 管理職女性割合(部長・監・課長) B 管理職女性割合(課長補佐・係長)	9.4% 31.7%	11%以上 38%以上
9	様々な人へ配慮した環境の整備	カンガルールームの設置事業数 ◆	123事業	130事業
10	審議会、各種会議への女性委員の登用促進	審議会女性割合 ◆	30.5%	45%
11	女性人材の活用促進	セミナー派遣人数(延べ) ◆	14人	22人
12	女性の就業支援の推進	セミナー参加人数	20人	50人
13	女性活躍の促進	認定事業所数 ◆	2事業所	30事業所
14	男女共同参画に取り組む人材・団体の育成	男女共同参画推進に関わる団体所属人数 ◆	15人	24人
15	誰もが活躍できる場の創出	イベント参画団体数	21団体	23団体
16	地域組織における男女共同参画の推進	消防団女性人数 ◆	11人	21人
17	自主防災組織での女性の活躍	防災講座女性参加人数 ◆	13人	36人
18	多様な働き方に関する支援	研修参加人数	42人	80人
19	関係法令の周知、制度の普及促進	研修参加人数	18人	50人
20	企業における女性活躍に向けた取組促進	男女共同参画への取組企業の入札参加率	64.6%	70%
21	家事等への参画に関する啓発	講座参加人数	55人	80人
22	家事等に関する学習機会の提供	講座参加人数	593人	600人
23	子育て家庭への支援の充実	ファミリー・サポート・センター登録人数	3,463人	3,700人
24	保育サービス等の充実	待機児童数	11人	0人
25	放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブ定員	1,440人	1,520人
26	家庭介護に対する支援の充実	支援プログラム修了人数(延べ)	158人	260人
27	妊娠婦への支援の充実	妊娠・子育て応援室来所人数 ◆	580人	600人
28	DVや虐待等あらゆる暴力の防止に向けた啓発	DVの防止に向けた啓発回数	8回	9回
29	相談体制の充実	DV等に関する相談員数 ◆	2人	維持
30	DV等の被害者支援に向けた連携の充実	実務者会議開催回数 ◆	12回	18回
31	心と体の健康に関する啓発等の実施	啓発回数	14回	60回
32	がん検診など、健康診査事業の充実	がん検診受診率	25%	40%
33	スポーツにおける男女共同参画の推進	総合型地域スポーツクラブ会員女性割合 ◆	62.7 %	維持
34	ひとり親家庭等への就労支援・自立支援	相談員数 ◆	1人	維持
35	外国人市民が相談しやすい環境づくり	相談員数 ◆	3人	維持
36	障害のある人等が相談しやすい環境づくり	相談員数 ◆	14人	維持
37	生活困窮者への自立支援	学習支援者数	22人	30人
38	多様な性のあり方に対する理解促進	講座参加人数(延べ) ◆	—	100人



第3次刈谷市男女共同参画プラン(概要版) 発行 令和4年3月 発行者 刈谷市／編集 市民活動部市民協働課
〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 TEL:0566-95-0002(ダイヤルイン) Mail:kyodo@city.kariya.lg.jp

◀「第3次刈谷市男女共同参画プラン」の詳細は[こちら](#) ※QRコードは、デンソーウエーブの登録商標です。